

内閣参質一九九第二号

令和元年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出刑事事件で実刑が確定されたものの保釈中の者の取り扱
いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出刑事事件で実刑が確定されたものの保釈中の者の取り扱いに関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねは、個別具体的な事件における裁判所の判断に関わる事柄であるので、お答えすることを差し控
えたい。

二及び三について

御指摘の「これらの時点」及び「この時点」においては、御指摘の「男」に関する保釈の効力は失われ
ていたものと承知している。

四及び五について

お尋ねの犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断されるべき事柄である
ので、お答えすることを差し控えたい。

六について

御指摘の事案については、横浜地方検察庁及び最高検察庁において、それぞれ検証が行われ、令和元年

八月六日にその結果及び今後の対応が公表されたところであり、政府としては、お尋ねの「現行制度を見直す」ことについては、これらを踏まえつつ、その要否も含めて検討してまいりたい。